ＶＯＣに関する届出書　記載例

様式第二の二

揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書

年　月　日

都道府県知事
殿
市　長

該当するものを○で囲んで下さい
（ 既設施設の届出の場合は使用届 ）

届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印

大気汚染防止法第17条の４第１項（第17条の５第１項、第17条の６第１項）の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

別紙の別表１－２の項番号及び種類を記載

工場又は事業場の名称	Ａ印刷株式会社 千代田工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	千代田区 霞が関１－２	※受理年月日	年　月　日
揮発性有機化合物排出施設の種類	６項 印刷の用に供する乾燥施設 （オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	※施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙１のとおり。	※審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙２のとおり。	※備考	

備考

１　揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１の２に掲げる項番号及び名称を記載すること。

２　※印の欄には、記載しないこと。

３　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

４　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

６　排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙２の届出は必要ない。

(注)記入内容及び概要図は、架空に設定しております。
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

別紙１

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号		オフセット輪転印刷機 １号乾燥装置	オフセット輪転印刷機 ２号乾燥装置
名称及び型式		オフリン用脱臭ドライヤー ＡＢ１０	オフリン用ドライヤー ＭＣＯＳ５
設置年月日		平成○年　○月　　○日	平成○年　○月　　○日
着手予定年月日		年　　月　　日	年　　月　　日
使用開始予定年月日		年　　月　　日	年　　月　　日
規模	送風機の送風能力（m3／ｈ）	４３，８００ m3/h	６６，０００ m3/h
	排風機の排風能力（m3／ｈ）	８，１００ m3/h	１０，２００ m3/h
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積（m2）		
	容　　量（ｋｌ）		
１日の使用時間及び月使用日数等		8時～　24時 16時間/日　25日/月	8時～　24時 16時間/日　25日/月
排出ガス量（Nm3／ｈ）		４，２００Nm3/h	５，１００　Nm3/h
使用する主な揮発性有機化合物の種類		ケロシン類	軽油成分
揮発性有機化合物濃度 （容量比ｐｐｍ（C1 炭素換算））		２００　ppmC	２００　ppmC
参考事項		２号乾燥装置は大豆油インク用	

施設の種類に応じて必要となる事項を記載

備考

１　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

２　規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第１の２の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。

３　揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

４　排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。

５　揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。

６　揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。

７　揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。

８　参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

(注)記入内容及び概要図は、架空に設定しております。
　　事実と異なる部分については、予めご了承ください。

別紙２

揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号			１号脱臭装置	―
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号			オフセット輪転印刷機 １号乾燥装置	―
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式			触媒酸化式脱臭装置 ＳＢＤ１１２	―
設置年月日			平成○年　○月　○日	年　月　日
着手予定年月日			年　月　日	年　月　日
使用開始予定年月日			年　月　日	年　月　日
処理能力	排出ガス量（Ｎm3／ｈ）		４，２００Ｎm3/h	―
	揮発性有機化合物濃度（容量比ｐｐｍ（炭素換算））	処理前	５，０００ppmC	―
		処理後	２００ ppmC	―
	処理効率（％）		９６．０％	―

備考

１　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

２　排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。

３　揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。

４　揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

（注）記入内容及び概要図は、架空に設定しております。
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

■オフセット輪転印刷機１号乾燥装置（オフリン用脱臭ドライヤーＡＢ１０）　概要図

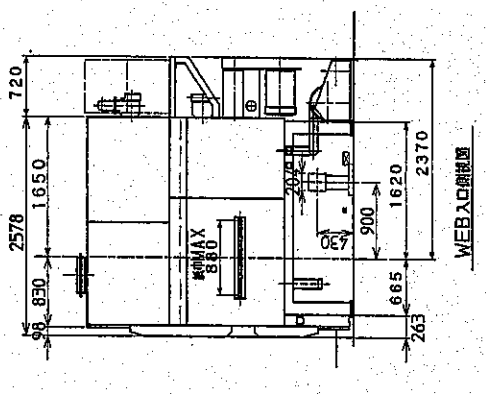

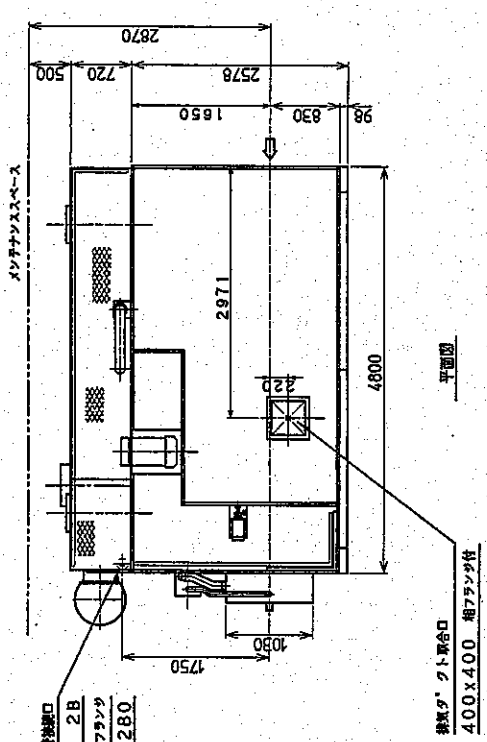

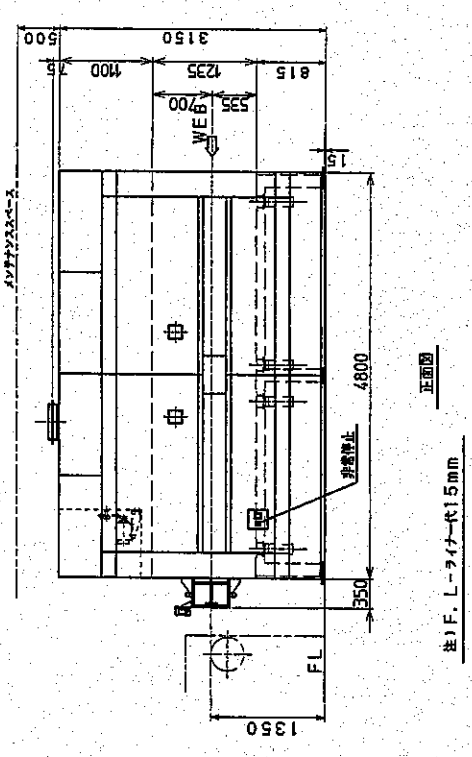

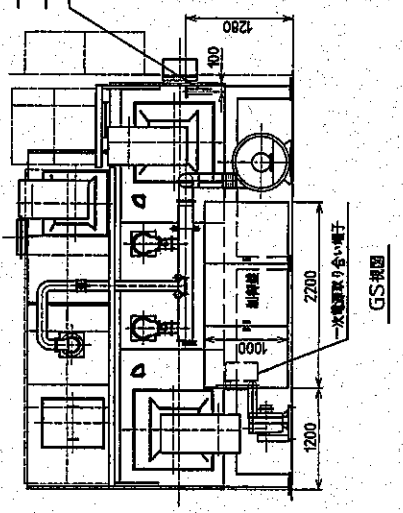

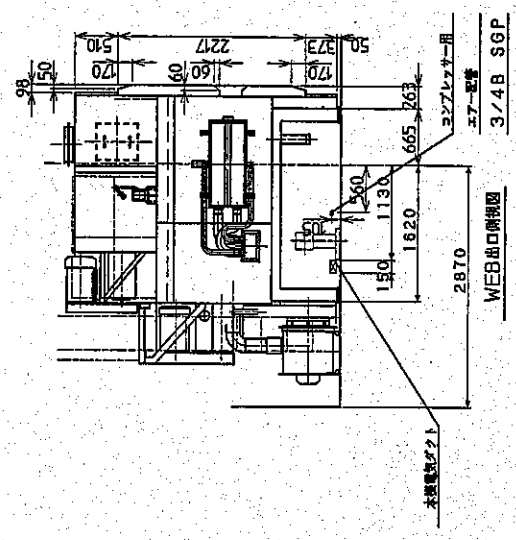

（注）記入内容及び概要図は、架空に設定しております。
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

■オフセット輪転印刷機２号乾燥装置（オフリン用ドライヤーＭＣＯＳ５）　概要図

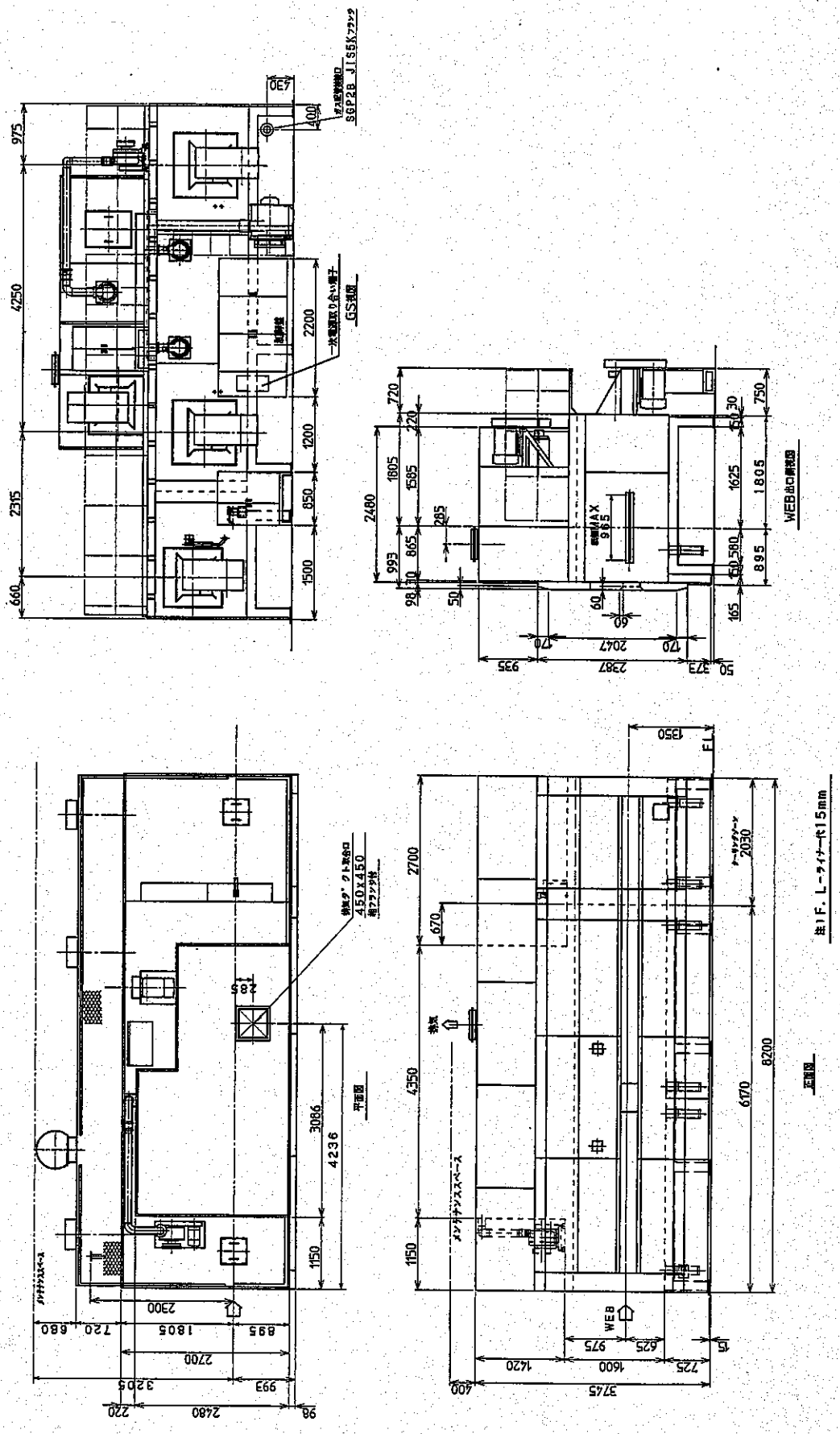

（注）記入内容及び概要図は、架空に設定しております。
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

■１号脱臭装置（触媒酸化式脱臭装置　ＳＢＤ１１２）　概要図

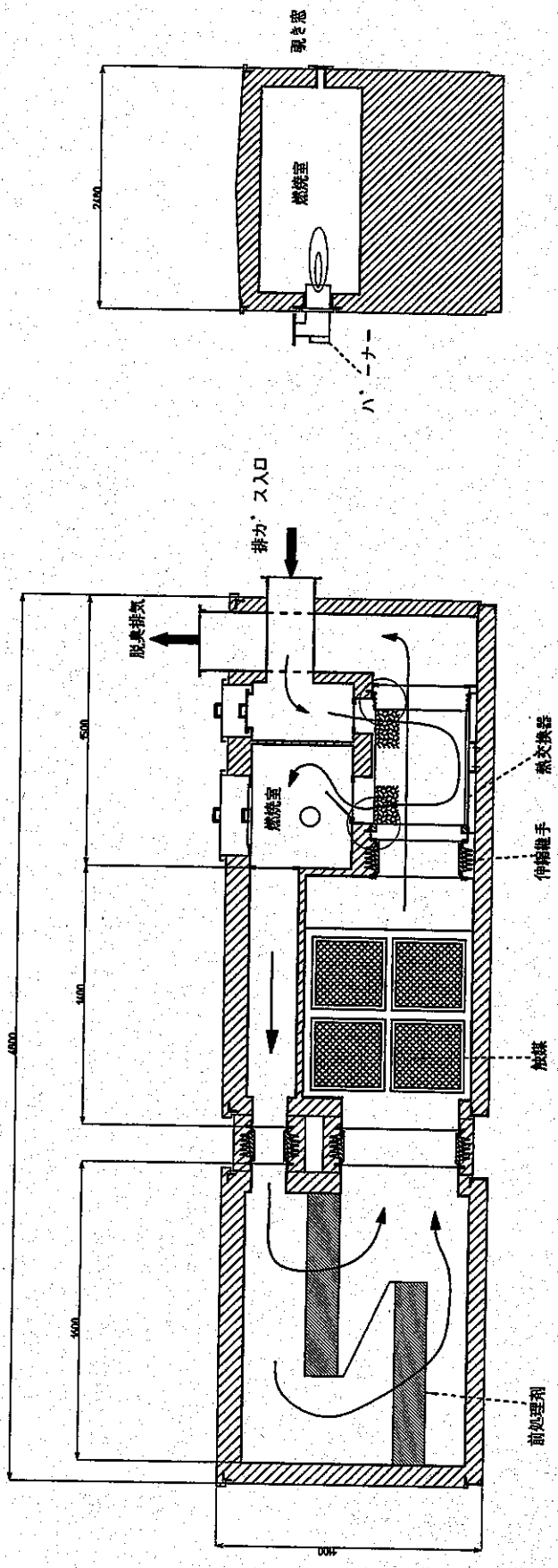

（注）記入内容及び概要図は、架空に設定しております。
事実と異なる部分については、予めご了承ください。

（別　紙）

大気汚染防止法施行令別表第１の２（第２条の３関係）

1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が１時間当たり３，０００立方メートル以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が１時間当たり１００，０００立方メートル以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が１時間当たり１０，０００立方メートル以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が１時間当たり５，０００立方メートル以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が１時間当たり１５，０００立方メートル以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が１時間当たり７，０００立方メートル以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が１時間当たり２７，０００立方メートル以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空 気に接する面の面積が５平方メートル以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度３７．８度において蒸気圧が２０キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が１，０００キロリットル以上のもの